様式第1号(第4条関係)

　和水町長　様

申請年月日　令和　　年　　月　　日

移住支援金交付申請書

　熊本県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領(以下「要領」という。)及び和水町移住支援金交付要綱(以下「要綱」という。)に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1　申請者欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 性別 | 生年月日 |
| 氏名 |  |  | 年　　月　　日 |
| 住所 | 〒 | 電話番号 |  |
| メールアドレス |  | | |

2　移住支援金の内容(該当する欄に○を付けてください。)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 単身・世帯 |  | 単身 |  | 世帯 | 世帯の場合は、同時に移住した家族の人数(1の申請者は、含まない。) | 人 |
| 移住支援金の種類 |  | 就業 |  | 起業 | 上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数 | 人 |
|  | テレワーク |  | | | |

3　各種確認事項(該当する欄に○を付けてください。)※

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 要綱第2条に定める要件について |  | Ａ．満たす |  | Ｂ．満たさない |
| 別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について |  | Ａ．誓約する |  | Ｂ．誓約しない |
| 別紙2「移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について |  | Ａ．同意する |  | Ｂ．同意しない |
| 申請日から5年以上継続して、和水町に居住する意思について |  | Ａ．同意する |  | Ｂ．同意しない |
| (就業・起業の場合)  申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について |  | Ａ．意思がある |  | Ｂ．意思がない |
| (就業の場合のみ記載)  就業先の法人の代表者又は取締役等の経営を担う者との関係 |  | Ａ．3親等以内の親族に該当しない |  | Ｂ．3親等以内の親族に該当する |
| (テレワークの場合のみ記載)  和水町への移住の意思について |  | Ａ．自己の意思である |  | Ｂ．所属からの命令である |

※　各種確認事項のＢ．に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4　転出元の住所

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 〒 |

5　（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京23区への在勤履歴

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間 | 就業先 | 就業地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

6　（テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先部署 |  |
| 住所 | 〒 |
| 勤務先へ行く頻度 | 週 ・ 月 ・ 年　　回程度 ／ 行くことはない ／ その他（　　　　　） |

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード  (和水町使用欄) |  |

（様式第1号　別紙1）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

1　移住支援事業に関する報告及び立入調査について、熊本県及び和水町から求められた場合には、それに応じます。

2　以下の場合には、要領及び要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

　(1)　移住支援金の申請に当たって、虚偽の申請等したことが判明した場合：全額

　(2)　移住支援金の申請日から3年未満までの間に和水町以外の市区町村に転出した場合：全額

　(3)　要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額

　(4)　移住支援金の申請日から3年以上5年以内までの間に和水町以外の市区町村に転出した場合：半額

　(就業の場合のみ)

　(5)　移住支援金の申請日から1年以内までの間に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

　上記各項目のとおり誓約します。

　　令和　　年　　月　　日　　　氏名

（様式第1号　別紙2）

移住支援事業に係る個人情報の取扱い

　熊本県及び和水町は、熊本県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

熊本県及び和水町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県又は他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

　熊本県及び和水町は、移住支援金の返還事由に該当の有無の調査のため、就労状況及び居住状況について、就業先の企業に確認する場合があります。